



お子さんが病気または病気の回復期にあって、集団保育あるいは保護者自ら保育が困難な時期に、病児・病後児保育施設等を利用した保護者に対し、費用の一部を助成します。

助成の対象となる方	病児・病後児保育を利用するお子様の保護者で、三浦市に住民票のある方
対象となるお子様	三浦市に住民票のある生後6か月から小学6年生までのお子さん
助成対象の施設等	(1) 国が定める基準に適合した病児・病後児保育を実施する施設 (2) 公益社団法人全国保育サービス協会から認定等を受けているベビーシッター (3) 三浦市ファミリー・サポート・センター事業における病後児保育コースの研修を修了した提供会員 <u>利用できる条件は各施設により異なりますので、事前にご確認ください。(例：市外在住者は利用できないなど)</u>
助成金額	<u>1回の利用につき3,000円まで</u> ※連続して利用する場合は5日までとなります。
申請の方法	病児・病後児保育施設等を利用した月の末日から1年以内に、次の書類を提出してください。 ●三浦市病児病後児保育利用料助成金交付申請書兼請求書 ●領収書（原本）、利用内訳のわかるもの（原本） ●医療機関での受診が確認できるもの（領収書、明細書、お薬手帳の写しなど）
支給の方法	指定された保護者名義の口座に振り込みます。
申請書の配布場所	三浦市役所子ども課 書式ダウンロードはこちら → 
申請書の受付場所	三浦市子ども課（郵送可） <持参する場合> 三浦市役所分館2階 子ども課窓口 <郵送する場合> 〒238-0298 三浦市城山町 1-1 子ども課宛





◆ 利用、助成金を受け取るまでの流れ



- 【1】 助成対象の施設等への申し込み
- 【2】 施設用の利用、医療機関を受診
- 【3】 費用助成に係る申請書類の提出
- 【4】 助成の決定・交付



◆ 近隣の病児・病後児保育施設

【総合医療センター病児・病後児保育センター】

横須賀市神明町 1-8

横須賀市立総合医療センター内2階

月曜から金曜日 午前7時30分～午後6時30分

土曜日 午前7時30分～午後2時30分

☎046-884-1323

【中央子ども園病児・病後児保育センター】

横須賀市小川町20 すくすく館1階

月曜から金曜日 午前7時30分～午後6時30分

土曜日 午前7時30分～午後2時30分

☎046-824-6282

詳細はこちら →



◆ 近隣の病後児保育施設、ベビーシッター等

【NPO 法人ワークーズ・コレクティブ キッズボケ
ット（病後児のみ）】

横須賀市久比里 1-19-10

☎046-843-8800



詳細はこちら →



【みうら・ファミリー・サポート・センター】

事務局：三浦市役所保健福祉部子ども課 親子相談セ
ンターひなたぼっこ内

三浦市城山町 1-1（三浦市役所分館2階）

☎046-882-1111

詳細はこちら →



◆ その他三浦市が対象エリアの事業者（一部）

（株）キッズライン <https://kidsline.me/>

（株）ポピンズシッター <https://smartsitter.jp/>

※詳細は、各事業者にお問い合わせください。ご利用
にあたっては、事前登録等が必要な場合もございます
ので、必ず事前に事業者のホームページ、資料や説明
会等をご確認ください。

《お問い合わせ》

三浦市役所子ども課 ☎046-882-1111

（内線 365・367）

